

岡山県災害時健康危機管理 支援チーム運営要綱

令和6年2月

保健医療部

岡山県災害時健康危機管理支援チーム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定されている豪雨、地震、津波等によって生ずる災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災都道府県を支援する岡山県災害時健康危機管理支援チーム（以下「岡山県DHEAT」という。）の編成、派遣及び活動に関し必要な事項を定める。

(活動理念等)

第2条 岡山県DHEATは、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等への人的支援を行うために編成する。

2 岡山県DHEATは、防ぎ得る死及び二次健康被害を最小化すること及び被災地の住民ができる限り早く通常の生活を取り戻すことを活動理念とする。

3 岡山県DHEATは、被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して行動する。

(編成の端緒等)

第3条 保健医療部長は、厚生労働省を通じて被災都道府県から応援要請があった場合に第4条及び第5条の規定による岡山県DHEATの編成及び派遣の可否を判断し、その結果を回答するものとする。

2 前項において、岡山県DHEATの編成及び派遣が可能であると回答するときは、第7条に規定する派遣計画を作成し、提出するものとする。

3 第1項の回答に対して、派遣決定の通知があったときは、保健医療部長は、第4条及び第5条の規定により岡山県DHEATを編成し、その派遣を決定するとともに、派遣計画を派遣先となる被災都道府県に提出するものとする。

(編成の原則)

第4条 保健医療部長は、原則として、第6条の登録者名簿に登録された保健医療部に所属する職員の中から岡山県DHEATとして派遣する職員を選任する。

2 保健医療部長は、前項の規定により選任した職員を構成員として、岡山県DHEATの活動単位となる班を編成する。

3 班は、原則として、公衆衛生医師（歯科医師を含む。以下同じ。）、保健師、業務調整員を含む4名程度で構成する。

4 保健医療部長は、被災都道府県の迅速かつ効果的な支援に資するよう、職員の職種、経験、資質等を考慮し、班を編成しなければならない。

5 班のリーダーとして班長を置く。班長は、原則として、公衆衛生医師が務めるものとする。ただし、班に公衆衛生医師が2名以上いる場合は、経験、資質等を考慮して、保健医療部長が選任する。

(編成の例外)

第5条 保健医療部長は、前条第1項から第3項までの規定による編成が困難な場合は、岡山市及び倉敷市に所属する災害発生時の健康管理に係る専門的な研修・訓練を受けた職員、次条の登録者名簿に登録された保健医療部に所属しない職員、その他の県職員等を選任することを検討するなど編成に努めるものとする。

- 2 保健医療部長は、前項の規定により、岡山市及び倉敷市の職員等を編成に加えようとするときは、当該職員等の所属長に必要な情報を提供し、協議の上、その同意を得なければならない。
- 3 保健医療部長は、前条第3項の規定にかかわらず、災害の規模並びに必要とされる班の数及び活動内容に係る被災都道府県の要請等を考慮して、編成する班の人員及び構成を変更することができる。
- 4 前項を適用した結果、班に公衆衛生医師を欠くこととなる場合、保健医療部長は、職種、経験、資質等を考慮して、班長を選任する。

(登録者名簿)

第6条 岡山県DHEATに選任される候補者として、災害発生時における健康危機管理に係る専門的な研修・訓練を受けた県職員を登録者名簿に登録する。

(派遣計画)

第7条 岡山県DHEATの派遣計画には、次の各号の事項を記載する。

- (1) 派遣の日程
- (2) 班の体制及び連絡先
- (3) 班員の氏名、所属、役職、職種
- (4) その他、厚生労働省が定める事項

(派遣期間)

第8条 岡山県DHEATの1班当たりの派遣期間は、原則として、1週間（移動日を含む。）とする。

- 2 保健医療部長は、前項の規定にかかわらず、災害の規模及び活動内容に係る被災都道府県の要請等を考慮して、派遣期間を変更することができる。

(派遣先)

第9条 岡山県DHEATの派遣先は、原則として、被災都道府県の保健医療福祉調整本部とする。ただし、被災都道府県から別の要請があった場合は、その要請に従う。

(活動内容)

第10条 岡山県DHEATは、派遣先である被災都道府県の保健医療福祉調整本部長及び保健所長の指揮・監督の下、次の各号の活動を行う。

- (1) 健康危機管理組織の立ち上げ、指揮調整及び情報共有体制の構築
- (2) 災害に係る情報の収集、分析評価及び対策の企画立案
- (3) 保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、保健師チーム等）に係る受援調整
- (4) 保健医療福祉調整本部が開催する対策会議に係る連絡調整及び資料作成等
- (5) 保健医療福祉活動チームに係る応援要請及び資源調達
- (6) 被災者への情報提供、報道対応等の広報及び渉外業務
- (7) 被災都道府県の職員等の安全確保及び健康管理

(活動報告等)

第11条 班長は、派遣期間中の活動実績並びに班員の安全管理及び心身の健康状況等について、保健医療部長に定期的に報告しなければならない。

- 2 班長は、活動を通じて、班員の増員又は減員など派遣計画の変更が必要であると判断した場合は、その旨を保健医療部長に報告するものとする。
- 3 班長は、資器材の調達等、班の活動に必要な支援を保健医療部長に依頼することができる。

(派遣計画の変更等)

- 第12条 保健医療部長は、前条第1項又は第2項の報告を受けて、派遣計画の変更が必要であると判断した場合、被災都道府県と協議するものとする。
- 2 前項の協議の結果、派遣計画の変更が必要となった場合、保健医療部長は、派遣計画を変更し、変更後の派遣計画を被災都道府県に提出するものとする。
 - 3 被災都道府県から派遣計画の変更に係る要請があった場合は、前2項の規定を準用する。

(班の引継)

- 第13条 班長は、班の活動を終結するに当たり、被災都道府県の保健医療福祉調整本部から収集した情報、活動内容及び留意事項等を後続の班に引き継がなければならない。ただし、班の活動と同時に岡山県DHEATの活動を終結するときは、この限りでない。

(岡山県DHEATの活動の終結)

- 第14条 被災都道府県からDHEATの活動を終結する旨の報告があった場合、岡山県DHEATの活動を終結する。

(事務局)

- 第15条 岡山県DHEATの事務局は、保健医療部保健医療課に置く。

- 2 事務局は、次の各号に関する業務を行う。
 - (1) 人材育成並びに資質の維持及び向上を図るための研修・訓練等の実施及び受講促進
 - (2) 登録者名簿の管理
 - (3) 厚生労働省及び被災都道府県との派遣に係る調整等
 - (4) 班の編成、派遣計画の作成及び変更並びに派遣の決定
 - (5) 活動に必要な物品等の調達及び管理
 - (6) 派遣に係る移動手段及び宿泊場所等の手配
 - (7) 被災都道府県の健康危機管理に係る情報の収集及び提供
 - (8) 派遣職員の心のケアを含めた健康管理
 - (9) 予算に関すること
 - (10) その他、岡山県DHEATの活動に資する業務

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、岡山県DHEATに関する必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。